

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前9時55分)

---

◎議事録署名委員指名

議長 それでは、3の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、5番、星野一郎君、6番、内海優司君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には、事務局、小山邦之君を指名いたします。

---

◎議案第1号

議長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第1号 農用地集積計画の決定について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和5年10月25日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により決定を求める。

令和5年11月9日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、細谷係長から説明をいたします。

議長 細谷係長の説明を求めます。

細谷係長 産業振興課細谷です。よろしくお願いいたします。着座させていただきます。

それでは、お手元の資料2ページをご覧ください。

今月の農用地利用集積計画は、新規案件が1件となっております。

農地の所在は、榛東村広馬場字井戸尻2141の1番ほか2筆です。面積は合計で5,852㎡です。使用貸借による権利設定で、普通畑として利用いたします。利用権を設定する貸手は広馬場の方です。貸借期間は令和5年12月1日から5年間、令和10年

11月30日までとなっております。借手は高崎市箕郷町の方です。なお、こちらにつきましては群馬県農業公社を通しての貸付けとなります。

1枚めくっていただきまして、3ページをご覧ください。

上段部分につきましては、今、先ほど説明申し上げたとおりですが、下段部分、借手の営農状況ということです。まず、借手につきましては、年齢が40歳、農業従事日数が250日。今回、利用設定するところが合計で5,852㎡ということです。この方につきましては、現在、箕郷町等で3万4,106㎡農地を耕作しております。この方は長ネギを主にやっている方です。雇用労働力ということで、母親がいまして、2人でやっております。一番右が農機具の状況ということで、トラクター2台、コンバイン1台、田植え機1台、軽トラック3台ということで、農機具については補充しております。

簡単ですが、説明については以上になります。

議長 議案第1号について、事務局長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、議案のとおり決定とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定とすることとします。

ここで細谷係長の退席を認めます。

細谷係長 失礼いたします。

---

### ◎議案第2号

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第2号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書5ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。農地の所在は、大字新井字梶貝戸1738番4。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は679㎡。権利種別は3条、有償移転で、内容は売買。譲渡人は新井の方。経営面積は自作地122.8アール。申請事由は、農地の管理ができず困っていたところ、譲受人から申出があったため応じることとするとのことで

す。譲受人は広馬場の方です。経営面積は65.3アール。申請事由は、多角的に営農をしているが、農業経営拡大のため申請地を譲り受けして、野菜作りをしたいとのことです。受入れ世帯の稼働人員は4人中3人です。

議案書6ページをご覧ください。

議案第2号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 農業委員12番、小山でございます。

ただいまの議案第2号、1番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

若干、地元委員として補足説明をさせていただきたいと思います。

現地調書の2ページ、3ページをお開き願いたいと思います。

今回の申請地につきましては、県道南新井の信号を500mほど前橋方面に下った県道の右手に行政書士事務所がございます。その事務所と敷地と併設した南側の農地ということでございます。

3ページをちょっと見ていただくと、北側については行政書士事務所の宅地、そして西側については村道、東側については消防の詰所がございます。南側が田んぼに面しておるということで、農地に面するところについては南側が田んぼというような形でございますけれども、この南側の田んぼにつきましても、今回、譲渡人の田んぼで名義はございますが、違う方が借入れして作付をしておるというような状況でございます。

そういった形で、譲渡人については、農業をしていないというようなことでございます。今までも譲受人は、賃貸等で借受けして、露地野菜を栽培してございます。そういった形の中で、今後、農地を取得して、継続して露地野菜を栽培していきたいということでございますので、地元委員といたしますと、許可相当と思われれます。皆様、よろしくご審議のほどお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長 ただいま地元委員からの許可相当との説明がございました。

ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は、許可といたします。

---

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案第3号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号1について、説明申し上げます。

議案書7ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1。農地の所在は、大字山子田字申府1808番1。地目は登記簿、畑、現況、営農型太陽光。面積は598㎡のうち0.26㎡。申請人は山子田の方。転用目的は営農型太陽光発電施設用地。施設等はパネル162枚、支柱54本。転用理由、平成29年に許可となった営農型太陽光発電設備について、今後も継続をしたいため申請します。備考ですけれども、農振除外済み、農地区分は1種農地、一時転用、転用期間は3年です。

議案書8ページをご覧ください。

議案第3号、番号1に関する営農型発電設備転用許可調査書を添付しております。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員10番、高橋裕君。

高橋委員 農業委員10番、高橋です。

先ほどの議案第3号、番号1について補足説明をさせていただきたいと思います。

まず、こちらの案件については、先ほど事務局長の説明のあったとおり、平成29年の許可となった案件の延長ということです。ここのところ気温が高くて、時季外れのフキが出てきちゃっている状態ですけれども、フキを栽培するということです。

地元委員としますと、許可相当と思われませんが、ただし、先日、いろんな意見書の中で営農型についての栽培の条件というのでしょうか、確認をしっかりとするというような説明があったとおり、今後、やはりフキの栽培に関しても確認の徹底とい

うのでしょうか、そういったところが必要かなと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長 ただいま地元委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませぬか。

12番、農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番、農業委員の小山でございませぬ。

ただいま地元委員さんから、営農用の発電の関係については条件等が厳しくなつたということで話があつて、先日、研修でもそのような話があつたわけですがけれども、今回、7年目、8年目、9年目の見通し等の計画が出ておるのですけれども、今までの実態が分かつたらちよつと教えていただきたいと思ひます。今までの収量、それと販売金額、その辺の実績がもう6年たつておるのに、まだちよつと出ていないということでありませぬので、その辺の確認をしていただければということでお願ひしたいのと、その辺の営農用という条件が当然あるかと思ひますけれども、営農用というのは反収当たり、例えば何割以上収益が必要とあるかというのがあれば、その辺も併せて教えていただければありがたいと思ひます。

以上です。

議 長 事務局長。

事務局長 そうしますと、年度別の実績報告をさせていただきたいと思ひます。

2021年に収穫量789キロ、単価が200円で売上げが15万7,800円、2022年が収穫量895キロ、単価が200円で売上げが17万9,000円、2023年が収穫量409キロ、単価が200円で8万1,800円。2023年は病気が入り、収量が減少したというところで報告が出てきております。

条件につきましては、議案書の8ページの平均反収、こちら反収の8割収量があれば、認めるということとなっております。こちらが10アール当たり1,136キロとなりますので、598㎡当たりですと約680キロの反収が見込めればということとなっております。

先ほど申し上げたところで、2021年から789キロで、2022年は895キロ、2023年が409キロというところで、病気が入つて反収ちよつと8割を満たしていないという状況となっております。

以上でございませぬ。

議 長 12番、農業委員、小山伸一君。

小山委員 そうすれば、この収量というのは実際に販売した数量で、単価が200円とい

うので、契約栽培か何かをされているということで理解はよろしいでしょうか。実際に販売した数字とイコールかどうかというのと、単価がその割には全て200円で計算されているので、その辺の確認をしていただければと思います。

議 長 事務局長。

事務局長 申請の関係で、ちょっとそこまで求めていないので、どこに売ったかというのまでちょっと把握はできていない状況となっております。

今後確認して、お伝えするということではよろしいでしょうか。

小山委員 確認をしていただいて、その辺をよく営農用で許可をしているので、しっかり営農もお願いをしたいということを伝えていただければ、私はいいかと思うのですが、よろしくお願ひします。

議 長 ほかにご意見ございませんか。

6番、農業委員、内海優司君。

内海委員 6番、農業委員の内海です。

ちょっとお聞きしたいのですけれども、この議案第3号の面積598㎡のうちの0.26㎡というのはどういう意味というか、もう50センチ真四角だと思うのですけれども、その意味をお尋ねします。

議 長 事務局長。

事務局長 こちらが営農型太陽光発電というところで、支柱の部分、こちらは農業ができないというところで底の部分だけ、柱の支柱のところだけ転用をするということとなって、ほかのところは農地として利用するという表現で、転用するところが0.26㎡となっております。

議 長 よろしいですか。

内海委員 はい。

議 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1は、原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号1は、許可相当として、県知事に意見書を送付します。

◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案第4号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第4号、番号1について、説明申し上げます。

議案書は9ページ、現地確認調書は9ページからとなります。

議案第4号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字新井字別分977番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は586㎡。権利は所有権移転、売買。譲渡人は渋川市半田の方。譲受人は高崎市剣崎町の方。転用目的は店舗用地、理容室です。施設等は店舗43.06㎡。転用理由は、譲受人は現在、渋川市で理容師として働いているが、出身地である榛東村で理容室を開業したく適地を探していたところ、譲受人から承諾を得られたため、申請地を利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、用途指定地区で、農地区分は3種農地です。

以上で、議案第4号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見ございませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 農業委員12番、小山でございます。

ただいまの議案第4号、1番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

若干地元委員として、周辺状況等について、説明をさせていただきたいと思います。

現地調書の12ページで、すみません、ちょっとその前に現地調書の9ページ、10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

今回の申請地につきましては、県道南新井前橋線の自衛隊の正門から前橋方面に200mほど下ったところの県道の南側、榛名女子学園の反対側となります。そういった形の中で、申請地周辺については当然、北側が県道、それから西側、南側は宅地ということで、現在家が建っております。東側について、東側が一部畑ということで、農地に面するというところでございます。宅地側については、既に擁壁があるというようなことでありますけれども、畑については、基礎を入れて、フェンスを入れるというようなことで周辺の農地に雨水等の水が流れ込むというようなことはないということでございます。

そこに今回、理容室ということで店舗を造るということでございます。店舗の生活

雑排水については、県道に流れる下水道、公共下水に接続ということでございます。それから、駐車場を兼ねた敷地内の雨水等については、自然浸透ということで計画をされてございます。

そういった関係から、周辺農地に与える影響は少ないということで思われます。また、今回の申請地につきましては、用途地域ということで第3種ということでございます。そういったことで、地元委員といたしますと、許可相当と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議 長 ただいま地元の委員から、許可相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第4号、番号1は、原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第4号、番号1は、許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第4号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第4号、番号2について、説明申し上げます。

議案書9ページ、現地確認調書は12ページからとなります。

議案第4号、番号2、図面番号2。農地の所在は、大字新井字大川1118番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,545㎡。権利は所有権移転、売買。譲渡人は渋川市半田の方。譲受人は前橋市清野町の方。転用目的は分譲住宅用地4区画。施設等はなしです。転用理由、譲受人は、現在、前橋市で不動産業を営んでいるが、申請地は主要道路からも近く、住宅地として地域経済に貢献できると考え、住宅分譲用地として購入したいとのことです。譲渡人は、農地の管理も困難なため、譲受人に申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、用途指定地域、農地区分は3種農地、宅地開発審議案件です。

以上で、議案第4号、番号2の説明を終わります。

議 長 議案第4号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見ございませんか。



農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 12番、農業委員の小山でございます。

ただいまの議案第4号、2番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりということでございます。若干地元委員として周辺状況等補足説明をさせていただきたいと思っております。

現地調書の12ページ、13、14、15ページをお開き願いたいと思っております。

今回の申請地、この申請地につきまして、榛東さいとう医院の東側の道路を北へ入って、2つ目の十字路の角ということでございます。ちょっと県道からは県道箕郷安中線、安中渋川線から200mほど西へ入ったところというような形でございます。

今回の申請地につきまして、譲渡人が相続によって農地を取得したということで、譲渡人は渋川市に在住ということで、農地の管理ができないというような状況の中、今回の移転売買ということで、不動産業者が買い入れて、分譲地ということで開発をする計画でございます。

今回の申請地の周り、ちょっと現地調査を見ていただくと、南側と西側については村道、北側は河川、東側については宅地というようなことで、直接今回の申請地全体を見ると、農地にはちょっと面していないということでございます。分譲地ということで、建物が建ってくると、生活用水、それから雑排水については、南側の村道に公共下水が走っておるということで、そちらの公共下水に接続ということでございます。雨水等については、これからの立地、建物が建っていく状況の中で変更があるかもしれないですが、基本的にはコンクリを全てということはないと思っておりますので、この敷地内で自然浸透というような形になるかと思っております。

そういった形の中で、今回の申請についても地元委員とすると許可相当と思われるます。また、今回の案件については、先ほどと同じように用途地域の第3種と、3種農地ということなので、許可相当と思われるますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

また、今回の申請地は1,000㎡を超えているということで、宅地開発審議案件ということでありますので、その辺、また事務局でどういった意見があるか、説明も併せてお願いをして、地元委員としては許可相当と思われるますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

以上です。

議長 事務局長。

事務局長 先ほど、宅地開発案件というところで、各課からの指示というところでご質問がありましたので、お答えいたします。

まず、総務課、企画財政課からは特にございませんでした。

税務課からは、開発工事完成後の土地現況調査に協力してください。建物建築完成後は、家屋調査に協力してください。

住民生活課からは、騒音・振動関係で、工事に際し、騒音規制法及び振動規制法に基づく指定建設作業一覧に該当する作業を行う場合は、住民生活課に対し特定建設作業実施届出書を提出する必要があります。

ごみ関係につきまして、工事に伴い排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物は、適切に直接処理をしてください。

世帯数の増加等により、新規ごみステーションを設置する場合には、住民生活課までご相談ください。ごみステーションの設置位置については、収集業者及び地元住民の意見を尊重し、交通の妨げや事故・悪臭の苦情にならないように設置してください。

土砂等搬入関係につきまして、土砂等の搬入を予定している場合は、榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例に基づく手続が必要となる場合があります。事前に住民生活課と相談してくださいとのことです。

産業振興課からは、周辺農地に影響が出ないように作業をしてくださいとのことです。

建設課からは、自治会長から、雨水対策、定期的な除草、防火防災の要望がありましたので、適正な開発地の管理をお願いします。

続いて、雨水排水を道路側溝へ放流する場合は、浸透柵を設け、オーバーフロー水のみ放流としてください。

官有地と民有地の間に未整備部が生じる場合、舗装や防草対策等の検討をしてくださいとのことです。

上下水道課からは、まず上水道については、本管V P125からそれぞれの区画にH I V P20で引込みをしてください。引込み位置に関しては、水道メーターが官民境界から1 m以内に設置できるよう、施工願います。また、車両の出入りとならない位置に水道メーターを設置してください。詳細については、別途、上下水道課の上水道係と協議願いますとのことです。

下水道の公共柵取り出し工事については、開発事業者の負担で施工をしてください。

下水道の接続に当たっては、事前に下水道受益者負担金の納付が必要となります。

下水道の接続に当たって、別途、上下水道課下水道係と協議を願います。

なお、今回の協議申出書には、排水の縦断計画が図示されていませんでしたが、北の2区画は、宅地回りを含めると50mほどの距離があると考えられますので、十分協議した上で施工をしてくださいとのことです。

教育委員会事務局からは、申請地近隣には榛東村立南小学校の通学路として村道大川6号線及び大川10号線を利用する児童が多いことから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への車両の出入りについては、十分注意をしてください。

当該地域は、周辺に遺跡の範囲には該当しませんので、事前の手續等は必要ありません。もし掘削時に土器、石器などの遺物が出土した場合は、遺跡の状況を確認し、記録を行いますので、速やかに榛東村教育委員会事務局文化財保護係までご連絡くださいとのことです。

議長 ただいま事務局長から宅地案件の説明並びに地元委員からの許可相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号、番号2は、原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第4号、番号2は、許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第4号、番号3について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第4号、番号3について申し上げます。

議案書9ページ、現地確認調書は16ページからとなります。

議案第4号、番号3、図面番号3。農地の所在は、大字新井字大川1181番4。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は399㎡。権利は所有権移転、売買。譲渡人は新井の方。譲受人は吉岡町大久保の方。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅105.19㎡。転用理由、譲受人は、現在、吉岡町でアパート生活をしているが、子どもが生まれる予定があり、将来のことを考え、申請地を購入し、自己住宅の建築をしたいとのことです。譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み、農地区分は1種農地。

以上で、議案第4号、番号3の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 農業委員12番の小山でございます。

ただいまの議案第4号、3番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

若干地元委員として補足説明をさせていただきたいと思います。

現地調書の16ページ、17ページ、18ページをお開き願いたいと思います。

この案件の申請地につきまして、榛東さいとう医院の北側の裏の道をちょっと上がって1軒宅地がございます。その隣ということでございます。

一応今回の申請につきまして、今までのこの宅地と同じようにちょっと広い第1種農地というような農地があって、現在、ソバがまかれておるとい状況の中の家が建っておる宅地側の区画というようなことでございます。

そういった関係で、北側については公共道路ということで村道が走ってございます。東側が宅地ということでございます。西側、南側については、今回の申請地を分筆した形の残りの農地ということで畑になります。そういった形の中で、畑の一角に宅地を建てるということでございます。そういった形の中で、宅地の周りについては、擁護壁というか、基礎を造って、フェンスを作るというような予定があるということでございます。

農地は、若干宅地より高いということで、雨水等による農地への影響というのはないかと思われま。

そういった形の中で、今回の申請地に一般住宅を建設して住むということで、一般住宅の生活雑排水については、北側の村道を走っている公共下水に流すということと、敷地内の雨水等については、自然浸透ということで予定をしてございます。

また、今回の申請地については、1種農地ということでございます。そういった形の中で、東側等に住宅が密集しているところに接続ということでありますので、集落接続で一応許可相当と思えますので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上でございます。

議 長 ただいま地元委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第4号、番号3は、原案のとおり許可相当といたし

ます。

以上、議案第4号、番号3は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第4号、番号4について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第4号、番号4について、説明申し上げます。

議案書10ページ、現地確認調書は19ページからとなります。

議案第4号、番号4、図面番号4。1筆目の農地の所在は、大字広馬場字宮室字636番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は211㎡。2筆目の農地の所在は、大字広馬場字宮室638番1。地目は登記簿、現況ともに田。面積は281㎡。権利は賃貸借。貸付人は広馬場の方。借受人も広馬場の方でございます。転用目的は露店資材置場用地。施設等はありません。転用理由、借受人は村内で土木建築業を営んでいるが、経営規模拡大に伴い申請地を資材置場として利用したく貸付人に相談したところ、承諾を得られたため申請したいとのことです。貸付人は借受人の申出に応じ、申請地を貸与するとのことです。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地です。

以上で、議案第4号、番号4の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見ございませんか。

推進委員6番、金井強君。

金井委員 ただいま事務局長より説明のありました議案第4号、4番の申請につきまして、地元委員として意見を述べさせていただきます。

現地確認調書19、20、21ページをご覧ください。

19ページ、場所ですけれども、八ノ海道の信号を金古方面に下ったところでございます。南側近隣には、県央第一水道の施設がございます。

現地の現況ですけれども、北側は住宅、東側、西側は住宅、両方とも住宅及び畑、南側は畑となっております。638の1、登記簿、田となっておりますけれども、ここ数年、畑として利用されております。

21ページ、ご覧ください。

申請目的は、借受人の資材置場のため申請ということですが、主に型枠や芝等の建築土木関係の資材置場として利用を予定しております。

排水について、雨水については、施設内の自然浸透ということで、近隣の農地には影響はないと思われま。

以上からして問題ございませんので、許可相当と思われましますので、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。以上です。

議長 ただいま地元委員から許可相当との説明がありました。  
ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号、番号4は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第4号、番号5について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第4号、番号5について、説明申し上げます。

議案書10ページ、現地確認調書は22ページからとなります。

議案第4号、番号5、図面番号5。農地の所在は、大字広馬場字南2835番5。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は165㎡。権利は使用貸借。貸付人は広馬場の方。借受人は伊勢崎市山王町の方。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅109.71㎡。転用理由、借受人は現在、伊勢崎市でアパート生活をしているが、手狭なため、自己住宅建築を考えていたところ、貸付人である妻の父に了解を得られたため、申請地に住宅を建てたいとのこと。貸付人は借受人の申出に応じ、申請地を貸与することです。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地です。

以上で、議案第4号、番号5番の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号5について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員7番、一倉伸一君。

一倉委員 7番、農業委員の一倉でございます。

ただいま事務局長より説明のありました議案第4号の5の申請につきまして、地元農業委員より補足説明させていただきます。

現地確認調書において22、23、24ページになります。

場所的には自衛隊の裏門から黒髪神社方面に向かった場所にあります。

付近の状況を申しますと、北側、西側には道路、南側には宅地あります。排水においては、公共下水に放流計画しております。なお、隣接する農地については問題ないと思われま。

私としては問題がありませんので、許可相当と思われま。ご審議のほどよろしく

お願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま地元委員から許可相当との説明がありました。  
ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号5について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第4号、番号5は、原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第4号、番号5は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

---

#### ◎議案第5号

議 長 次に、議案第5号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。  
議案第5号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第5号、番号1について、説明申し上げます。

議案書11ページ、現地確認調書は26ページとなります。

農地の所在は、大字広馬場字宮室乙615番。地目は登記簿が畑、現況が宅地。面積が290㎡。権利種別は非農地証明。所有者は玉村町福島の方です。非農地の事由につきまして、申請地は昭和51年月日不肖から宅地として利用されているので、証明願ますとのことです。備考ですけれども、証明の範囲、要件につきましては、その土地が何らかの原因で非農地となって20年以上経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく、農地以外となった実情及び実態が真にやむを得ないと農業委員会が認めたものとなっております。

以上で、議案第5号、番号1の説明を終わります。

議 長 事務局長より、議案第5号、番号1の説明が終わりました。

何かご意見ございませんか。

推進委員6番、金井強君。

金井委員 推進委員6番、金井でございます。

地元委員として補足説明をさせていただきます。

先ほど、事務局長より説明のありましたとおり、こちらの土地は現況、非農地とな

っております。所有者は祖父から相続した土地でございます。もともとは祖父母が住んでいた住宅地及びその周辺の土地でございます。今般、所有者がその土地に住宅を建築しようとして計画していたところ、住宅の庭として使用していた土地及びその南側に物置が建てられている土地が地目のまま利用されてきたということが判明いたしました。

先ほどの説明のとおり、昭和51年からおよそ70年以上、一体の宅地として利用されてきた土地でございます。所有者は現在勤め人でございます。農地として利用することは、現況からしても困難と思われまますので、非農地証明として非農地証明の交付について妥当かと思われまますので、許可相当と思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま地元委員から承認相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第5号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第5号、番号1は、原案のとおり承認といたします。

ここで全ての議案が審議されましたので、暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時59分)

(再開 午前11時13分)

---

◎報告事項

---

◎その他

---

◎閉会

(午前11時50分)